

經濟學叢論 第一卷 第一號 每月一日發行
 第四十七卷第四號 昭和十三年十一月一日發行
 大正十四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

經 濟 論 叢

號 四 第 卷 七 十 四 第

行 發 日 一 月 十 年 三 十 和 昭

論 叢

三通小考

法學博士 財部 靜治

起債増稅比較論

經濟學博士 汐見 三郎

土地利用組合の一つの型

經濟學博士 八木芳之助

時 論

中支法幣對策

經濟學博士 飯島 幡司

支那法幣の發行銀行

十龜 盛次

研 究

我國産業革命の始期

經濟學士 堀 江 保藏

カール・メンガーの社會政策學批判

經濟學士 白杉庄一郎

ミユルダールの經濟變動理論

經濟學士 青山 秀夫

說 苑

軍需工業に對する國家統制

經濟學士 大塚 一朗

臨時地方財政補給金の一考察

經濟學士 田 杉 競

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

(禁 轉 載)

説苑

軍需工業に對する國家統制

大塚 一期

一 序 説

今日では、最早誰でも、現代戦争は國家總力戰又は全體戰爭 (Der totale Krieg) だ、といつてゐる。正にその通りで、それは交戦國をして必至的に各々其の國家内容の諸力諸要素の一切を擧げて、これを國防目的、勝利の達成の爲に、統一的、計劃的に活用するの努力を避け難からしめる、(國家總動員法第一條參照)。抑、此の國家總力の動員に於ては、大規模の國民壯丁數を兵員として徵集すること、並びに國內經濟力の大部分を國家意志の作用によつて直接乃至間接の軍需要品調達機關たる職能の方向に合理的に編成づけることが二

大眼目として其の根柢を形成する。ところで、右の大動員の實行は、勿論平常時的國民生活體制に比較しての一大異變的現象惹起を意味するから、國家意志的作用の對象を單に以上の二點に限定して置くならば、勢ひ牽いては國家の經濟、社會其の他各方面に種々の摩擦や矛盾を發生せしめて、肝要の統制眼目に對する障壁をつくり國防目的の達成追求を妨げる結果を招く虞れがある。そこで、其の障壁を除き寧ろ積極的に國力一切を國防目的に貢獻させる爲に、眼目的統制を中心、それと關聯しそれを繞つて、經濟一般、思想的關聯、教育乃至言論機關等々國內體制の各般方面に對する國家的規律を強制する必要が起る。こゝに、國家總動員態勢の成立を見るに至る。

兵員構成の爲の壯丁徵集は本文に於て觸れるべき範圍内の事柄ではない。こゝではただ、國內總生産力の軍需機關化編成といふ事柄に現代戦争の一大特質が繫つて存するといふ點を重視しなければならぬ。戦線への軍用資財の大量供給が戦争の遂行乃至戦争當事國に

とりての重大問題になつて來たのは、ナポレオン戦争以來十九世紀中及び今世紀初頭迄の近代戦争一般に互る共通的特性だといへる。だが、近代戦争の持つ右の特質は歐洲大戦以來に於て急激な飛躍的發展を遂げたのである。蓋し、歐洲大戦中に軍事戦闘の技術的手段に關して顯著なる變革が起つた事、それに伴つて戦線の龐大化參戰兵員數の大規模化が必至化した事、更に一般に種々なる契機が原因になつて戦争が際限もなく長期化する傾向を持つに至つた事等の諸事情が相重つて、銃後に於ける軍需品供給力の潤澤強大と國民生活必需品の調達確保とをして、戦争勝敗の決定につき、戰場に於ける用兵作戰の巧拙、軍隊の規模及び訓練にも劣らぬ程の重大意義を有するものたらしめるに至つたのである。

現代戦争の勝敗が半ばはそれに依存して決定される程の重要性を持つに至つたところの、強大な軍用資材の需要は、到底たゞ平時に於ける軍備的貯藏の蓄積のみでこれを賄ひ得べきところではない。なぜなら、さ

軍需工業に對する國家統制

うすることは一つには平時の財政負擔力に於ける限界と矛盾するし、更にそのみでなく、貯藏的準備にのみ頼めば戦闘の爲の技術的手段の高速度的進歩、變化に適應して行くことが出来なくなるのである。

そこで、戦争當事國としては勢ひ戦争進行中に國民經濟力を總動員して、無限に増大し繼續して行く規模の軍需を充足しそれに對して供給を行つてゆくの餘儀なきことになる。しかし、戦時緩急に際し、全國民經濟をして國防上に於ける斯の如き重大機能に堪えしめるといふことは、如何に國權の力を以てしても既に一旦戦争開始の幕が切られた後に遽々然としてそれに対する方策に著手したのでは決して充分にその目的を達することが出来ないのである。蓋し、戦時の總動員態勢に於ける國民經濟機構と今日迄の自由主義的平時國民經濟機構との間には重大なる差異があるから、有事に際し一舉にして國民經濟の體制を有效なる國防的動員體制に編成替るといふことは、蓋しそこに非常なる無理を伴ひ、又或はそれは不可能事にも近い。そ

こで、既に平時に於て國民經濟體制に對する戰時總動員目的の爲の充分なる準備的統制が完了してゐなければならぬのである。こゝに、現代國民經濟政策に負はされたる重要な一任務がある。

然るに、歐洲大戰開始前には、交戦各國の孰れに於ても、若干の専門家を除いては、國防と國民經濟、及び平時に於ける戰時動員體制的準備工作の爲の統制の必要といふ、前述せる點についての國民一般の認識が極めて不充分であつた。軍事は軍事専門家の責任範圍内のみの事柄であり、又經濟はそれ自體の法則を持つ自立的有機體であるから目的の何たるかによらず外部からの權力的統制はそれに對して障蔽的影響を與へる害惡として極力排除されなければならぬ、といふ見解が廣く横行して、各國民經濟の實際は戰時動員體制への準備的統制の要求に遠ざかること著しきものがあつたのである。

交戦開始後間もなく、聯合國側もまた同盟國側も皆それ／＼の具體的事情を契機にして、前述の如き一般

認識の過誤を痛烈に覺知せしめられずにはなかつた。そこで、戦後は一方に國際聯盟の如き所謂平和促進機關が支持されながらも、而も他方諸國にて、戦争と經濟全般との間の密接なる關聯への正しき認識が年を追うて益々強化し發達して來た。殊に最近では日・獨・英・米・佛・チエコ・スロヴァキヤ等諸資本主義體制國にても、有事の日に於ける國民經濟總動員體制の爲にする準備的統制工作がそれ／＼の形態を以て著しく整備されて來てゐるのである。蘇聯國の經濟統制が國防強化を重大な中心目標として日既に久しきことは、こゝに更めていふを俟たない。

二 軍需工業に對する國家統制の機能類別

軍需工業への國家統制は戦争手段の一翼として把握されたる全國民經濟への合理的國家統制の一部を成すこといふまでもない。

何が軍需工業であるか、そこには何等か具體的に一

定の生産部門を限つてそれを特に軍需工業と規定する事を得せしめる如き一般的論理的基礎がある譯ではない。今日一軍隊の完全なる裝備に要する物資の種類は數萬件にも達するといはれ、且又既に總動員圈内に屬する銃後國民生活の安定確保の爲の必需的工業品種も多數であるから、廣くとれば或は直接間接に殆んど總ての工業部門が軍需品工業に屬するともいはれ得やう。たゞ、今日の實際としては、諸國の政府又は軍政當局がそれ／＼の國の軍事及び經濟上の特殊事情から判斷して、一定範圍の工業部門を限制しそれを特別な軍需重要工業として把握して、經濟に對する國權的統制體制上これに格別の取扱をするといふことが廣く行はれてゐる。

それに關聯し、たとへばチェコスロヴァキヤ國に現行の、國家防衛に關する法律 (Das Gesetz über die Verteidigung des states, 13, 5, 1936) は「國家防衛上重要なる企業」(für die Staatsverteidigung wichtige Unternehmen) なる概念を用ゐてゐる。又我國に就いては、

軍需工業に對する國家統制

國家總動員法第二條、第三條、臨時資金調整法施行令第九條、同上附屬の事業資金調整標準規定及び嘗ての軍需工業動員法や、ならびに各種の特殊事業會社法等に於て、一定の工業部門はそれが戰時經濟上特別重大の意義を有するが故に格別なる統制對象とせられるものなることが推知され得べき状態におかれてゐる。

軍需工業部門中の一部事業は今日諸國普通に見られるやうに國營作業所にて執行されてゐる。しかし、龐大なる規模、範圍の軍需を充足するには、到底それだけでは間に合はぬから、更に民營事業の供給に俟たねばならぬところが極めて大きい。我國の現下時局に於ける實狀の如き殊に然りである。かくて、一般に、國防と民間軍需工業との關係、前者の後者に依存する關係は甚だこれを重大視せねばならぬものを持つてゐる。こゝに、軍需工業に對する所謂國家統制が必至不可避なるに至る根據を見る。

一般に國民經濟への國防的統制が究極の目標とするところは、次の二點に歸著するといへやう。即ち一は

第四十七卷 五八五 第四號 一三五

直接の軍需品及び銃後の國民生活必需品の供給及び運搬の確保であり、二は右の目標追求に伴ふ經濟的諸矛盾の克服である。軍需工業への國家統制もまた又右の如き經濟統制の一契機なのだが、稍具體的にはそれはそれとしての各種機能的側面を具備してゐる。

今可能的觀點に立脚して、それを以下の如くに類別し、整理して見やうと思ふ。必しも、擧げられるところの各種の統制が現に諸國で實際に行はれてゐるといふ意味を以てではなく、たゞ少くともかゝる種類の機能的側面に於ける統制の必要が準戰時乃至戰時體制下に於て考へ得られるといふに止まる。

第一には、促進的統制の方面を指摘しなければならぬ。促進的統制とは、國內に於ける軍需工業の急速なる生産力擴充を企求する爲に、國民經濟内にはたらく經濟的自然法則の作用にのみ依頼しきつてゐることが出來ずして、右の目的の達成に向ひ國內諸力を有効に利用せんとし、それを追求して國家意志が積極的計劃的に發動することをいふに他ならない。

ところで、凡ての生産は經營を基礎にして行はれるのであり、而も現代の經營は資本、物財、勞働の三大要素より構成される。それ故、凡ての生産擴充は結局經營の擴充強化、ひいては資本、物財、勞働の供給及び結合の擴充強化に歸著し又それを前提とするのである。かくて、軍需工業に對する國家の促進的統制は畢竟民間事業としての軍需部門的工業經營の設立、擴張、研究に對して、必要な資本勞働原料機械諸資材技術が特別に豊富潤澤に供給せられ得るやうに、其の方向に向つて國家權力が積極的に助成的活動を營むことを意味するのである。

右の促進的統制にも直接的統制と間接的統制との區別を立てなければならぬ。直接的統制とは箇々の特定經營に對して國家權力が直接に特別の促進助力を與へる作用をなすことであり、間接的統制とは國民經濟關係上何等かの部面に對して加へられる國家の計劃的作用が、その間接的影響として、必然的に軍需部門工業經營の生産力の擴充に助力を與へる結果を齎すに至

る現象のことである。屢々貿易統制、非軍需産業への制限的統制、一般消費統制、教育統制等々の形態に於てそれが現はれるのを見ることが出来る。

以上に擧げた軍需工業への促進的統制に對する法規的基礎としては、我國では既に、國家總動員法・臨時資金調整法・貿易及び爲替の管理に關する法律・各種の特殊事業會社法等を始め其の他多くの法規にこれが根本的規定の現はれてゐるのを見得られる。

第二の軍需工業統制としては、制限的統制の方面を指摘しなければならぬ。これは直接には軍需工業の生産擴充に對する積極的促進を目的とするのでなく、民間軍需工業の事業に於ける自由なる活動から國家の公益に對して惹起せられることあるべき諸弊害を除去豫防する爲に、たとへ箇々の軍需企業の利益を若干妨げてもなほ軍需工業に對して何等かの制限を加へる國家活動のことである。これを次項に於て別に考察しやう。

三 軍需工業に對する制限的統制

軍需工業に對する國家統制

制限的統制にも直接的統制と間接的統制とがある。

間接的制限統制とは、箇々の特定企業以外の範圍に向つて加へられる統制が、必然的に聽ては、軍需工業活動に對して束縛的作用を波及するに至るべきことを豫期されてゐるところの國家的活動である。たとへば、軍需的製造品中一定種類のもの、對外輸出又は國內消費の禁止或は制限乃至は價格公定制の如きはそれに屬してゐる。蓋し、これらの統制的處置は間接的結果として必然的に軍需工業の自由活動を制限するに至るべきだからである。

しかし、制限的統制の中では直接的統制が一層重要である。これは箇々の特定軍需工業の事業を直接の對象にして發動するところの制限的國家活動であり、其の統制の究極的目標を基準にすれば、次の如くにそれを類別し得べきものである。

(一) 政治的統制。これは箇々の軍需の事業への資本參加又は勞働參加を根據にして何等か軍需工業關係を繞つての反國家的行爲の企てられる危險を防衛する目的

を持つものである。それに關しては、たとへば軍需的事業への外國資本參加の問題を繞る、制限又は禁止を意味する統制が可能である。此の種統制に於ては、同盟國資本と爾餘の諸國の資本とに差別待遇を興へるのと兩者を同一視するのとの二様式が有り得る。我國に於ける自動車製造事業法・日本製鐵株式會社法・人造石油製造事業法・帝國燃料興業株式會社法等に於ける株主範圍制限關係の規定の如きは、所謂政治的統制の一例である。なほ國情によつては、從業労働者たる人の國籍又は所屬黨派・思想傾向に對する一定の制限が必要になる場合もあらう。更に、労働爭議による生産停滞の危険豫防を目的にして、箇々の軍需工業に於ける賃銀、労働時間その他一般労働關係を事業主の自由に任せず、これに對し強制規定を設定するといふことも生起可能である。我が國家總動員法第六・七條の如きはかかゝる統制の爲の法的基礎を準備してゐる。

(二)經營經濟的統制。軍需工業は其の主要なるものに於て殆んど總て重工業的大資本性のもので、一般に供

給獨占、價格獨裁の經濟的勢力を具備する程度が極めて高いものである。尤も此の場合に、一方需要の獨占が成立してゐるので、一應兩者の間に勢力均衡の保持され得る傾向がないではない。しかし何分にもそこに需要の緊迫度が非常に激烈なものになつてゐる爲に、國家が別に何等か此の點に對する特殊な權力的統制の處置を購じて供給獨占到伴ひ易き弊害を矯正し以て財政上の經營經濟的利益を防衛する方策に出でるといふことは、極めてあり得べき事柄である。

右につき、第一に考へられることは收納價格の一方的公定といふことである。しかし、國家當局が經營外にあつて行ふ概算の見積に立脚して單なる劃一的價格公定を企てるのでは、到底適切妥當なる統制結果を得がたいことは、歐洲大戰中にも既に屢々經驗されたところである。

そこで、第二には進んで各箇の軍需工場に對して購買官廳より直接に原價監督官を派遣し、各別の具體的事務を考慮に入れたる原價監督を行ふ方法が考へられ

る。それについては、非常事態に制約されて特に強制的に行はれる生産擴充が必然的に箇々の經營の原價構成に特殊の影響を與へるといふ點に注意する必要がある。なほ、原價監督と相並んで、生産物品質に對し單に仕上後の製品検査のみでなく生産過程に立入りての技術的監督を行ふことが必要になる。かゝる原價及び技術に關する監督職能を擔當する官吏が當該事業の經營經濟的、技術的關聯に就て夫々に専門的の素養、經驗を具備するものでなければ、監督がたゞ名目に終つて實效を期し難いのはいふまでもない。我國の工場事業管理令第六條、第七條は以上の如き軍需工場監督官派遣についての基礎的規定を與へてゐる。

軍需工業の民營的獨占制より生ずべき弊害を矯正する目的の第三の手段として、國家が軍需工場への資本參加といふ經營經濟的機構に立脚し、經營内の最高指揮の方法を以て價格統制を企てるといふ仕方が考へられる。しかし、此の方法は既に單なる價格統制の目的を越えて踏みだし、緊急事態に於ける權力的工場收用

の方法と隣接し、又は軍需工場の一般的國營主義の實踐に一步を進める特殊の意味を持つことになり易く、今日のところ、それは未だ諸國にて普通に實行されるやうにはなつてゐない。たゞ、今日佛國に於て、及び或る特殊の範圍内にては伊太利に於て、右の軍需工場國營化の方向に對する法規的基礎が與へられてゐる。なほ、我が國家總動員法第十三條には工場の權力的收用又は使用について規定するところがある。

(三)經濟政策的乃至社會政策的統制。國防的軍事的根據に立脚したる經濟統制は、平時的國民經濟機構に對して根本的編成替を惹起せずにはやまぬ。殊に此の場合に比較的軍需充足と緣遠き所謂平時產業部門への壓迫は必至の結果として現はれる。それに就きては就中右に伴ひ當該部門に於ける小規模經濟の立場が困難化することに注意を要する。

更に、右の國民經濟的機構の編成替と一方軍需關係需要の強大性とが相俟つて動もすれば、軍需部門諸企業間に亂雜なる對立的競争乃至調和的規律破壊の惹起

される危険がある。

それで、中小規模經營經濟への下請制作業分配、關係諸企業間の協調的組織化、企業の設立等に關する法律的乃至行政的強制的處置が企てられる場合もある。

我が國家總動員法第十七條、第十八條、或は人造石油事業法第二條の如き、右に關係した法律規定である。

(四)軍事的統制。戰時に於て軍需工場就中兵器爆藥工場は、敵軍よりの攻撃殊に空襲の中心的目标とせられる可能性が極めて大である。そこで、軍需工場への敵襲殊に空襲防衛の見地から、關係工場に對して、一般防衛の規定以外に更に嚴重なる軍事關係的統制を加へる必要がある。空襲防衛上の特別なる技術的施設の強制、寫眞撮影及び模寫の取締、工場立地選定の制限等が、此の場合の統制として、顯著なる例を成すのである。